

# 社会福祉法人ひだまり

## ひだまり運営規程

### 【基準当該障がい福祉サービス事業（生活介護）】

#### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人ひだまりが開設する指定地域密着型通所介護事業所（以下「本事業所」という。）が行う基準当該障がい福祉サービス事業（生活介護）（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、本事業所の生活相談員、サービス提供責任者または看護職員、介護職員の事業者（以下「事業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、生活介護が必要とされる障がい者に対し、適正な基準当該障がい福祉サービスを提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

第2条 本事業所の事業者は、障がい者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活の営みができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、相互的なサービスの提供に努めるものとする。

#### （事業所の名称等）

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ひだまり
- （2）所在地 滋賀県米原市一色 458 番地の 2

#### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名 （常勤職員）

管理者は、本事業所の事業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、事業者がこの規程を厳守させるために必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 1 名（兼務）

それぞれの利用者（障がい者）に応じて個別支援計画を作成し、利用者または家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。また、継続的な評価等をおこない、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- （3）生活相談員 2 名以上 （常勤職員 0 人以上、非常勤職員 2 人以上）

それぞれの利用者（障がい者）に応じて生活介護計画を作成し、利用者または家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、生活介護計画の作成に当たって、既に個別支援計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。また、利用者または

家族の相談に応じると共に、生活介護計画に基づいたサービス実施のための必要な連絡調整を行う。

(4) 看護職員 2名以上（兼務）

生活介護計画に基づき、主として利用者の健康管理を行う。

(5) 介護職員 5名以上

生活介護計画に基づき、主として利用者の介護を行う。

(6) 機能訓練指導員 2名以上（兼務）

生活介護計画に基づき、主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) その他補助職員

利用者の状況に配置し、本所の業務を補助する。

（営業日及び営業時間）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。（祝祭日も営業）

1月1日から3日は除く。

(2) 営業時間 9時から17時まで。

（利用人員）

第6条 事業所の利用定員は、通所介護を利用する高齢者及び基準該当障がい福祉サービスを利用する障がい者を合わせて1日18人までとする。

（提供するサービスの内容）

第7条 提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事等の介護

(2) 日常生活上の世話

(3) 給食サービス

(4) 生活相談

(5) レクリエーション

(6) 機能訓練

(7) 健康チェック

(8) 送迎

（利用料その他の費用の額）

第8条 本事業を提供した際には、利用者から市長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない本事業を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 本事業所は、前2項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食費 1日あたり 800 円 (内 おやつ代 100 円)

(2) おむつ代 1 個あたり 120 円 全額自己負担

(3) 教養娯楽費 1 回あたり材料費等の実費

- 4 前第 1 項から 3 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。その他、利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者との協議の上、前第 1 項以外を減額または免状することができる。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業実施地域は、米原市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 事業者は、基準該当障がい福祉サービスの実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意点)

第 11 条 利用者は、基準該当障がい福祉サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛ける。

(非常災害・感染症対策・業務継続計画)

第 12 条 非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

- 2 非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。
- 3 消防計画及び業務継続計画等について定期的に職員に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第 13 条 提供した基準該当障がい福祉サービスに関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第 14 条 本事業所の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、無事業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ひだまりと本事業所の管理者と

の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
3. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。